

## 八幡浜市キャッシュレス決済及びセミセルフレジ導入業務仕様書

### 1. 業務名

八幡浜市キャッシュレス決済及びセミセルフレジ導入業務

### 2. 目的

キャッシュレス決済及びセミセルフ POS レジを導入し、決済手段の多様化による利用者の利便性の向上を図るとともに、集計や金銭管理等における収納業務の効率化を図ることを目的とする。

### 3. 履行期間

契約締結日から令和7年3月14日（金）まで

※運用開始日の詳細は、本市と協議により決定する。

### 4. 設置場所及び設置台数

	市民課（八幡浜庁舎）	保内庁舎管理課（保内庁舎）
POS 端末及び自動釣銭機	1 式	1 式
キャッシュレス決済端末	1 式	1 式

### 5. 業務内容

- (1)POS レジ及び自動釣銭機等、必要機器一式の調達
- (2)キャッシュレス決済端末の調達
- (3)調達機器の設置及びセットアップ
- (4)運用業務に必要なマニュアルの提供
- (5)導入機器の操作研修の実施
- (6)運用、機器保守の実施
- (7)地方自治法第 231 条の 3 第 1 項に規定するキャッシュレス決済にかかる指定納付業務
- (8)その他、本業務に必要なもの

### 6. 仕様

#### (1)POS 端末

- ① ディスプレイは、職員側および来庁者側双方に「証明書等種別名」、「支払金額」の表示が可能であり、来庁者側（セカンドモニター）に表示される「精算・支払」等の表示を

タッチ後に収納する形式にできること。

- ②支払区分の選択は、職員側からも操作が可能であること。
- ③テンキーは、タッチパネル方式又はディスプレイから独立した直置き式であること。
- ④ディスプレイの表示部分のサイズは、職員操作用は概ね 10.9 インチ以上、納付者操作用は概ね 9 インチ以上であること。
- ⑤定額小為替など、現金以外での取引を管理する機能を有すること。また、集計時に現金取扱分、定額小為替取引分等を区分して集計が可能であること。
- ⑥保有している金種別金額を職員操作用ディスプレイで確認することが可能であること。
- ⑦精算機能として以下の機能を有していること。
  - ・品目、部門及び支払種別の自動集計機能を有すること。
  - ・当日の精算データについて、品目、部門、及び支払種別ごとの件数、合計金額を精算レシートに印刷する事ができ、CSV データでも出力可能であること。(テキストデータでも可)
  - ・各レジの精算データについて、過去 1 か月以上の集計データを参照することが出来る機能を有すること。
  - ・開庁時間途中での仮精算機能を有すること。
  - ・自動釣銭機の故障時には、POS 部分のみの運用が可能であること。
  - ・証明書等種別等の名称、単価の登録および変更が可能であること。
  - ・レシートは納付方法により「領収書」又は「利用明細書」の変更が可能であること。
  - ・レシートの収納者名の変更が可能であること。
  - ・レシートには市章などの表示が可能であること。
- ⑧返品は販売時のレシートにバーコードが印字されており、そのバーコードを読み込む事で返品処理する機能があること。
- ⑨POS 端末単体で日報の閲覧が出来る機能があること。
- ⑩搭載する OS は Windows10IoT Enterprise2021 LTSC または iOS17.0 以上であるとともに、最低 5 年間の運用を想定すること。
- ⑪導入予定のキャッシュレス決済端末は、クレジットカード、電子マネー、QR コード決済に対応すべく、連動可能な機能を有すること。また、金額の二度打ちが発生しないこと。
- ⑫日次、月次等の集計データを参照できるクラウドサービスを提供できること。
- ⑬保留機能があること。保留データは 100 件以上残す機能があること。
- ⑭窓口での取り扱い種目でキャッシュレス決済不可種目があった場合、支払い選択画面の表示が現金のみの表示に自動的になること。

## (2)自動釣銭機

- ⑮最大収納容量は、紙幣は一万円紙幣、五千円紙幣はそれぞれ 100 枚以上、千円札紙幣は 200 枚以上、硬貨は五百円硬貨 100 枚以上、百円硬貨、十円硬貨及び一円硬貨はそれぞれ 160 枚以上、五円硬貨及び五十円硬貨はそれぞれ 120 枚以上収納可能であること。
- ⑯釣銭の取り忘れを防止するための機能を有すること。
- ⑰釣銭機内の現金残高やエラー発生時のエラー表示が操作パネルの液晶ディスプレイに表示出来ること。
- ⑱硬貨や紙幣は複数枚同時投入できること。
- ⑲事故防止や異物混入防止のための自動釣銭機カバーを付けること。

## (3)その他（POS 端末及び自動釣銭機）

- ⑳納品時にロール紙を 1 セット／台（計 4 セット）納品すること。
- ㉑令和 6 年度中のランニング費用（POS 本体保守、自動釣銭機保守）については、導入に係る費用として本調達に含めること。

## (4) キャッシュレス決済端末

- ① 下記の決済ブランドは必須とし、その他の決済ブランド及び納付受託事務に係る決済手数料率については提案によるものとする。なお、対応ブランド等については、適宜見直すことができるものとし、市と受注者で協議の上決定する。

クレジットカード	VISA、Mastercard、JCB、AMERICAN EXPRESS	4 種類以上
電子マネー	Suica、楽天 Edy、WAON、nanaco、iD	5 種類以上
コード決済	PayPay、auPAY、d 払い、楽天ペイ	4 種類以上

- ②認証時等におけるカード情報や暗証番号の通信は暗号化される仕組みとすること。
- ③クレジットカード情報及び取引情報を保護するために国際ペイメントブランド 5 社が共同で策定したクレジット業界におけるグローバルセキュリティ基準（P C I D S S）の現行基準に準拠しているクレジット情報非保持型の機種であること。
- ④提示されたクレジットカード等の信用照会は、即時与信が可能であること。
- ⑤カード決済承認番号が即時取得可能であること。
- ⑥利用者に対してキャッシュレス決済での支払が可能であることを案内するため、取扱う決済ブランド等のロゴマーク等の掲示物を用意すること。
- ⑦令和 6 年度中のランニング費用（キャッシュレス決済端末保守）については、導入に係る費用として本調達に含めること。

## 7. 留意事項

### ①機器等の保守について

・操作方法、運用上におけるトラブルなど、閉庁日を含む365日間8:00～22:00において電話サポート（遠隔サポート含む）の対応が可能なこと。

②自動釣銭機は、新五百円硬貨及び新紙幣に対応済みであること。

③インボイス制度に対応していること。

④本件調達には次の作業を含むものとする。また、作業において不明な点がある場合には、市担当者と十分な調整・協議を行い、両者合意のうえで行うこと。

・機器等の納入・設置、配線等、各種設定および各機器等の調整を行うこと。

・機器等は、各構成品が一体となって正常に稼働する状態で設置・納入すること。

・自動釣銭機は、納付者が利用可能な向きで設置すること。

・納品は、納入期限までの市が指定する日に行うこととする。なお、閉庁日（土日祝日）および平日夜間の納品対応が可能であること。

⑤納入品については、入札日時時点で現行品であり、販売終息品又は中古であってはならないこと。

⑥物品ごとに同機種同バージョンのもので統一すること。

⑦操作方法等について定めたマニュアルを策定し、セミセルフレジ納品後に職員向け研修を実施すること。

## 8. 指定納付受託業務について（参考）

指定納付受託業務については受注者が指定する事業者と別途契約を締結する。以下、指定納付受託業務について参考に記載する。

### ① 指定納付受託業務の対象となる収入（参考）

・導入予定窓口における令和5年度の証明書取り扱い実績件数（有料分）は以下の通り。

証明書の名称	手数料（円/件）	実績件数（件/年）
戸籍謄本	450	5,205
戸籍抄本	450	674
除籍謄本	750	7,686
除籍抄本	750	59
戸籍附票	300	1,630
戸籍受理証明	350	30
広域交付戸籍謄本	450	19
広域交付除籍謄本	750	30
住民票全部証明	300	3,822
住民票一部の証明	300	5,001

住所証明	300	258
住民票閲覧	300	139
身分証明	300	409
その他の証明	300	67
印鑑証明	300	6,083
印鑑登録手数料	300	704
広域住民票全部証明	300	5
広域住民票一部の証明	300	7
臨時ナンバー交付	750	87
戸籍記載事項証明	350	5
所得（課税）証明	300	357
納税証明	300	81

②指定納付受託の方法は以下の通りとする。

（ア）キャッシュレス決済による収入金（以下、「収入金」という。）については、各月末日を締め日とし、翌月末日（当該日が八幡浜市の休日を定める条例第1条に定める休日にあたる場合は、その前日とする。）までに、本市があらかじめ指定する口座に、納入義務者が選択する決済サービスの支払い方法を問わず包括して入金すること。なお、あらかじめ指定する口座は本市の指定金融機関であること。

（イ）納付事務に係る決済手数料の料率を提示すること。

（ウ）収入金を入金する際の振込手数料は受注者の負担とすること。

（エ）各月ごとの収入金の内訳明細及び決済手数料の明細を入金予定日の5営業日前までに本市に通知もしくは他の方法で確認できるようにすること。明細は設置場所ごとの内訳が確認できるようにすること。

（オ）本市が払う決済手数料の額は、月ごとの収入金額を確認の上、1円未満の端数が出た時はこれを切り捨てて算出するものとする。

（カ）決済手数料の支払い（法第231条の2第1項による指定納付受託者の納付）は、月ごとの収入金額の総額から決済手数料を相殺することなく、別途請求書により本市から指定納付受託者に支払うものとする。

（キ）各決済ブランドの利用については、必要な登録手続きを代行すること。また、決済ブランドの将来的な機能追加等については都度提案すること。

（ク）（ア）の履行に正当な理由なく遅滞があった時は、当該遅延日数に応じて、振込を行うべき金額に契約書所定の割合を乗じた金額を、指定する期日までに納付すること。